避難者訴訟　第１８回口頭弁論サマリー

福島原発避難者訴訟：第１８回口頭弁論、福島地裁いわき支部において開催
第１８回口頭弁論：８月２４日（水）１０：００から

２０１６年８月２４日

福島原発被害弁護団　　共同代表　弁護士　小野寺　利　孝
共同代表　弁護士　鈴　木　堯　博
共同代表　弁護士　広　田　次　男

＜本日の口頭弁論に関する問い合わせ先＞
弁護士　笹山尚人（ささやまなおと）　０８０－１３４３－２６１５

第１　訴訟そのものの概要

１　当事者

原告　早川篤雄　外３８名（第１次提訴分）＋國分富夫　外１７７名（第２次提訴分）＋菅野清一　外１３６名（第３次提訴分）＋渡辺茂男　外１１８名（第４次提訴分）＋１１０名（第５次提訴分）　合計５８６名
被告　東京電力株式会社

（１）当事者
原告：　・１８９世帯（１７世帯＋６４世帯＋３５世帯＋３５世帯＋３８世帯）
・年齢層：０歳から９２歳まで
・ いずれも，福島原発事故当時，避難区域である双葉町，楢葉町，広野町，南相馬市、川俣町（山木屋地区）などに居住していた住民であり，現在もいわき市のほか福島県内外において避難生活を強いられている。
原告代理人：弁護士　小野寺利孝，同　広田次男，同鈴木堯博、同　米倉勉ほか福島原発被害弁護団
被　　告：東京電力株式会社

（２）請求額
被告が，原告らが福島原発事故によって被った被害として，合計金２７８億２０９１万３６３２円の賠償金の支払いをせよ。
※　原告の多くは，東京電力に対する直接請求・集団交渉等を通じて，合意に至らなかった部分を請求している。
※　賠償請求の内容については後述。

２　請求内容

（１）基本的な考え方［生活再建，再出発に必要な賠償を！］

一人ひとりの被害者が地域コミュニティから無理やりひきはがされ，人間同士の関係性を断ち切られて孤立し，従来の人間らしい生活とその基盤を根こそぎ奪われ，今後どこに定着して生活したらいいのかの見通しもつかないこと，すなわち全人格的被害を受けている。

本件事故は公害であり，加害者と被害者は非互換的で，加害行為には利潤性がある。

そのうえで，広範囲の地域において継続的かつ全面的・深刻な被害を引き起こしている。しかも，本件事故による被侵害法益は，人格発達権や平穏生活権であり，これまでの差額説的な考え方で扱われるものではなく，このような権利を充足していた社会的諸条件の効用の回復にこそ損害賠償の目的は据えられるべきである。

→生活再建，再出発を行なうために必要な賠償，原状回復が図られるべきである。

ただし、本件は、訴訟提起以来、時間が経過し、被害者の救済は待ったなしの状況である。一刻も早い被害者の権利の実現のため、請求項目は、最終的に、自宅不動産、家財、慰謝料に絞っている。

（２）損害賠償請求の項目

①　財物賠償

警戒区域及び計画的避難区域として指定された地域，またそれに準じる地域については政府による区域の変更，立ち入り制限の程度に拘わらず，向こう５年間以上の間は生活基盤としての価値を全面的に喪失した。→時価ではなく，再取得価格の請求。

［土地］

500 ㎡未満の場合、避難前の宅地面積×福島県都市部の平均宅地単価（3 万 8000 円）または、1368 万 8000 円（フラット 35）のうち、いずれか大きい方。

500 ㎡以上の場合、５００㎡×福島県都市部の平均宅地単価（３万８０００円）＋（従前の宅地面積－５００㎡）×（１㎡当たりの固定資産税評価額×1.43）の式によって得られる額

［建物］

フラット３５（２２３８万円）＋（従前の床面積－115.3 ㎡）×平成２３年度の平均新築単価（１５万８８００円）の式によって得られる額。

［家財］

損害保険の内容を参考に、家族構成ごとによって算定される賠償額。

②　避難に伴う慰謝料

避難生活が終了するまで，一人につき月額 50 万円を請求する。

③　ふるさとを喪失したことに対する慰謝料

かつての自宅，また自宅のあった地域社会そのものを喪失したことに対する慰謝料として，一人につき，金 2000 万円を請求する。

第２　第１８回口頭弁論の概要

１　訴訟の流れと第１８回口頭弁論

訴訟は、大まかに言って、3段階に分かれます。

第1段階：お互いの言い分の応酬。訴訟でもっとも時間をとる部分。

第2段階：証人尋問などの立証。

第3段階：証人尋問を踏まえた、言い分のまとめの陳述と判決。

第１７回口頭弁論は、この第2段階の８回目になります。

第1回口頭弁論では、原告、被告双方が、その言い分を、「訴状」（原告側）と、「答弁書」（被告側）という書面に始まり、お互いの言い分を記した書面を提出し合って応酬しあいました。

第２回口頭弁論以降、原告側から反論となる書面（準備書面）を提出し、被告東電も反論を提出してきました。

２０１５年６月の第１１回口頭弁論以降、第2段階に入り、現在、第2次訴訟原告までの原告本人尋問を実施することになりました。これまで７回の機会で、合計２２名の原告の貴重な話をうかがってきました。

また、前回第１７回口頭弁論の後、７月２２日には、広野町、楢葉町、いわき市において、現場検証も行われました。

２　第１８回口頭弁論全体の流れ

今回は、１０名の原告の尋問を予定しています。

避難者訴訟は、第2次提訴原告までで先行して判決を得る方針を立てています（第3次提訴原告以降は分離して別途判決を得ます。）。そのため、第2次提訴原告までの本人尋問を全世帯で終了することを急ぐため、今回から10人10世帯の原告本人尋問を行い審理を加速化します。一方で、充実した被害立証とするため、原告本人尋問の時間は最低でも主尋問45分を確保し、また、現地検証や学者証人の採用も求めています。

その成果として、次回9月30日には、検証の第2回目として、双葉町、浪江町、南相馬市小高区の現場に裁判官が赴く予定です。

さて、主尋問45分の尋問を10人行うために、今回からは、2つの法廷を遣い、裁判官も2名（1号法廷）、1名（2号法廷）に分かれて尋問を行います（受命裁判官方式といいます。）。

原告も各法廷に5名ずつわかれて尋問を行います。

したがって、この日の進行の予定は次のとおりです。各法廷で尋問が行われる順に、尋問の原告、出身地、尋問担当弁護士の順に名前を記載しています。

1号法廷

寺山千栄子（楢葉町）	森直美
武藤康広（双葉町）	広田
丸山佑二（南相馬市小高区）	市野
遠藤敏昭（富岡町）	鳥飼
安達貞男（楢葉町）	米倉

2号法廷

渡邊弘美（広野町）	深井
古市満雅（富岡町）	宮腰
関根幸子（楢葉町）	吉田
武上直志（浪江町）	平松
管野和男（南相馬市小高区）	笹山・佐藤

いずれも10時開廷、12時ころいったん昼食休憩。

13時10分に再開。17時には終了。

3　第１９回法廷

２０１６年１０月１９日（水）午前１０時開始を予定しています。

引き続き原告本人尋問を行う予定ですが、今回と同じく２つの法廷で合計１０名の尋問を行う予定です。

以　上